

# 統合型校務支援システムの 導入のための手引き



文部科学省

# ●はじめに

グローバル化や急速な情報化など社会の変化が激しく、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子供たちが社会の変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。また、我が国の学校・教員は、諸外国よりも広範な役割を担っていますが、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校の役割は拡大せざるを得ない状況です。

このような中で、教員の業務負担の軽減は喫緊の課題となっています。教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)でも、看過できない教員の勤務実態が示されており、教員の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰りは含まない)は、小学校で57時間25分(18年度調査比で4時間9分増)、中学校で63時間18分(平成18年度比で5時間12分増)となっています。学校における働き方改革により、教員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し児童生徒にとって真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことが求められています。

教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的な解決策の1つとして、統合型校務支援システムの導入により、業務の効率化などを図ることが必要であるとされています<sup>1</sup>。これまでに統合型校務支援システムを導入した自治体の中には、教員一人当たりの勤務時間数を1年間で200時間以上削減したところもあり、教員の多忙化を解消し、教育の質の維持向上を図る観点から、学校における統合型校務支援システムの導入促進を図ることが有効と考えられています。

しかし、統合型校務支援システムの整備率は、平成29年3月1日時点で学校全体の48.7%に留まっており<sup>2</sup>、依然として半数以上の学校で、統合型校務支援システムの導入が進んでいない現状があります。統合型校務支援システムの調達コストや運用コストを抑制し、統合型校務支援システムの整備の促進を図るための有効な方法の一つとして、「都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが重要である」との方針が示されています<sup>3</sup>。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成29年度の「校務におけるICT活用促進事業」において、統合型校務支援システムの導入促進に向けた調査研究を実施し、「統合型校務支援システムの導入のための手引き」を作成しました。

この手引きは、これから統合型校務支援システムの導入を検討する自治体が、効果的・効率的に導入を進められるよう、その手がかりを示すとともに、統合型校務支援システムを導入することによるメリットについて、関係者(学校関係者、財政当局等)による理解を深めるために活用されることを想定しています。

1 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)(平成29年12月22日)」

2 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果[確定値](平成28年度)」

3 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)(平成29年12月22日)」

## この手引きについて

本手引きは、平成29年度に文部科学省が実施した「校務におけるICT活用促進事業」における調査研究結果<sup>4</sup>を基に作成しています。

本手引きは「第Ⅰ部」と「第Ⅱ部」で構成されており、第Ⅰ部では、まず統合型校務支援システムの導入によって、どのような変化が生まれるかを、実例を基に紹介しています。その上で、どのような効果が見込まれるのか、効果を最大化するために行うべきことは何かという点に加え、システムの調達に当たって具体的な機能や帳票を検討する際に参考となる「機能と帳票の基本モデル」について説明しています。第Ⅱ部では、統合型校務支援システムを複数の自治体が共同で調達・利用（共同調達・共同利用<sup>5</sup>）する場合の具体的な手順を提示しています。

表-1 本手引きの構成

第Ⅰ部	統合型校務支援システムの導入・利用に関する手引き	統合型校務支援システムの導入による効果を得ることができる推奨事務手順とその効果、統合型校務支援システムの基本モデルの定義（機能一覧、帳票一覧）等を示します。
第Ⅱ部	統合型校務支援システムの共同調達・運用・保守に係る手引き	都道府県が統合型校務支援システムを共同調達・共同利用する際の手順を理解できるよう、企画構想から構築、運用・保守までの一連の手順を示します。

また、本手引きには、以下に示す別紙1～7の資料を添付していますので、本文中の記載に合わせて、適宜参照してください。

別紙1	業務一覧
別紙2	機能一覧
別紙3	帳票一覧
別紙4	帳票項目一覧
別紙5	調達仕様書ひな型
別紙6	非機能要求グレード統合型校務支援システム用シート
別紙7	運用保守要件一覧

4 調査の詳細については、「本手引き作成の根拠となる調査の概要」を参照。

5 共同調達・共同利用の定義等の詳細については第4章以降を参照。

部	章	主な対象	想定している読者	何について知りたいですか	掲載箇所
第Ⅰ部 統合型校務支援システムに関する手引き	第1章	統合型校務支援システムの導入を検討している方	学 校 教育委員会	統合型校務支援システムの概要について知りたい	P.10～
			学 校 教育委員会	統合型校務支援システムの導入効果を知りたい	P.14～
	第2章	統合型校務支援システムの導入を検討している方 ／既に統合型校務支援システムを導入しているが、より効果的な使い方を知りたい方	学 校 教育委員会	統合型校務支援システムの効果的な使い方を知りたい	P.20～
			学 校 教育委員会	統合型校務支援システムの機能や帳票のカスタマイズを減らす方法を知りたい	P.49～
			学 校 教育委員会	統合型校務支援システムと各種規則やセキュリティポリシーの関連性について知りたい	P.60～
	第Ⅱ部 統合型校務支援システムの共同調達・運用・保守に係る手引き	第4章	統合型校務支援システムの共同調達・共同利用を検討している方	教育委員会	統合型校務支援システムの導入を、都道府県教育委員会が推進するメリットを知りたい
第5章		学 校 教育委員会		統合型校務支援システムを導入するための検討組織やチームの作り方を知りたい	P.80～
		教育委員会		統合型校務支援システムを調達する際の要求仕様の作り方を知りたい	P.97～
		学 校 教育委員会		統合型校務支援システムを導入するための予算の獲得方法を知りたい	P.124～
		教育委員会		統合型校務支援システムを調達する方法を知りたい	P.126～

## 本手引き作成の根拠となる調査の概要

「校務におけるICT活用促進事業」では、本手引き作成に必要となる情報を収集するため、下表の(1)～(3)に示す調査を実施しました。本手引きでは、以下の調査より得られた情報等に基づき、統合型校務支援システムの導入による効果、導入のための手順、効果的な利用方法等を整理しました。

表-2 調査の概要

	(1) 先行事例に関する調査	(2) 共同調達・共同利用の事例に関する調査	(3) 統合型校務支援システムベンダに対する調査
対 象	統合型校務支援システムを導入済の学校／教育委員会	統合型校務支援システムを共同調達・共同利用により導入済(導入予定)の学校／教育委員会	統合型校務支援システムを提供しているパッケージベンダ
主 な 調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事の流れや工夫していること</li> <li>● 出力している帳票</li> <li>● 利用している機能</li> <li>● 統合型校務支援システムの運用状況</li> <li>● 改善効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同調達・共同利用の進め方</li> <li>● 苦勞したポイント</li> <li>● 推進組織・体制</li> <li>● 費用負担の方法</li> <li>● 導入スケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● システム構成</li> <li>● 標準機能、標準帳票</li> <li>● カスタマイズ実績</li> <li>● 統合型校務支援システム導入事例</li> <li>● 認識している課題</li> </ul>

### 1 先行事例に関する調査

先行事例に関する調査では、既に統合型校務支援システムを導入している学校(85校)及び市区町村・都道府県の教育委員会(31か所)に対し、調査票による調査を行いました。また、都道府県教育委員会(計4か所)及び市区町村教育委員会(計10か所)を訪問し、学校担当者も交えた聞き取り調査を実施しました。

### 2 共同調達・共同利用の事例に関する調査

共同調達・共同利用の事例に関する調査では、統合型校務支援システムを共同調達・共同利用により導入済又は導入予定の学校・教育委員会(計8か所)に対し、聞き取り調査を実施しました。

共同調達・共同利用の事例は、「a. 都道府県が推進するパターン」と「b. 市町村が共同で推進するパターン」の2つが存在するため、それぞれのパターンを対象として調査を行いました。また、都道府県による共同調達の成功要因を広く把握するため、自治体クラウド\*における共同調達・共同利用の事例についても調査を行いました。

### 3 統合型校務支援システムベンダに対する調査

統合型校務支援システムを提供しているパッケージベンダへの調査では、「1,000校以上の導入実績があること」及び「APPLIC\*準拠登録製品に登録されていること」の両方の基準を満たす、市場に広く普及している統合型校務支援システムを提供している校務パッケージベンダ5社に対し、情報提供依頼及び聞き取り調査を実施しました。

(参考)調査にご協力いただいた都道府県及び市区町村(下線部は訪問による聞き取り調査対象)

■都道府県教(11自治体)

●北海道、宮城県、静岡県、福井県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、高知県、佐賀県、宮崎県

■市区町村(19自治体)

●北海道 札幌市、秋田県 秋田市、山形県 長井市、茨城県 つくば市、千葉県 印西市、千葉県 柏市、東京都 墨田区、神奈川県 南足柄市、新潟県 十日町市、静岡県 島田市、静岡県 浜松市、滋賀県 草津市、大阪府 大阪市、兵庫県 丹波市、岡山県 備前市、徳島県 阿波市、愛媛県 西条市、福岡県 八女市、鹿児島県 鹿児島市

# ●目次

---

はじめに	1
この手引きについて .....	2
本手引き作成の根拠となる調査の概要 .....	4

---

目次	6
----	---

---

## 第 I 部 統合型校務支援システムの導入・利用に関する手引き

---

### 第 1 章 統合型校務支援システムの導入 9

---

1.1 統合型校務支援システムとは	10
1.2 統合型校務支援システムの導入に向けた課題	11
1.2.1 予算（導入費用）の確保 .....	11
1.2.2 統合型校務支援システムの必要性の理解 .....	12
1.2.3 事務体制の整備 .....	12
1.3 統合型校務支援システムの導入効果	14
1.3.1 定量的効果 .....	14
1.3.2 定性的効果 .....	15

---

### 第 2 章 統合型校務支援システムの基本モデルの定義 19

---

2.1 統合型校務支援システムの基本モデル定義の必要性	20
2.2 統合型校務支援システムの基本モデルの概観	21
2.3 業務	22
2.3.1 統合型校務支援システムが対象とする業務 .....	22
2.3.2 業務改善効果の高い業務 .....	27
2.3.3 統合型校務支援システムを利用した業務の流れと推奨事務手順 .....	28
2.3.4 統合型校務支援システムを利用した更なる業務改善に向けて .....	42
2.4 機能	49
2.4.1 機能の整理 .....	49
2.4.2 機能の分類 .....	49
2.5 帳票	53
2.5.1 帳票の整理の必要性 .....	53
2.5.2 帳票の定義 .....	53

---

## 第3章 統合型校務支援システムの導入時の留意事項と課題 59

3.1 統合型校務支援システムの導入に向けた規則等の改正	60
3.1.1 指導要録等の電子化に伴う各種規則の改正	60
3.1.2 統合型校務支援システムの導入に伴う 学校情報セキュリティポリシーの策定・改正	61
3.2 個人情報保護審議会への対応	62
3.3 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」 との関係性について	63
3.4 統合型校務支援システムに関する全般的な課題と今後に向けて	65

## 第II部 統合型校務支援システムの共同調達・運用・保守に係る手引き

### 第4章 共同調達・共同利用とは 67

4.1 共同調達・共同利用推進の背景	68
4.1.1 統合型校務支援システムの導入状況	68
4.1.2 共同調達・共同利用の有効性	68
4.1.3 共同調達・共同利用の推進に向けた国の動き	70
4.2 共同調達・共同利用の先行事例と定義	71
4.2.1 共同調達・共同利用における先行事例	71
4.2.2 本手引きにおける共同調達・共同利用の定義	72
4.3 共同調達・共同利用による効果	73
4.3.1 コスト削減効果	73
4.3.2 引き継ぎ及び情報の共有による負担軽減効果	74
4.3.3 共同調達・共同利用を検討する際の留意点	77

### 第5章 共同調達・共同利用の進め方 79

5.1 共同調達・共同利用の流れ	80
5.2 企画構想	82
5.2.1 検討体制の整備と土壌作り	82
5.2.2 情報収集	84
5.2.3 ビジョンの策定	86
5.2.4 共同調達・共同利用の構想の決定	88



<b>5.3 計画策定</b>	90
5.3.1 推進組織・体制の整備 .....	90
5.3.2 スケジュール策定 .....	94
5.3.3 要件定義 .....	97
5.3.4 情報提供依頼 (RFI) の実施 .....	116
5.3.5 契約形態・費用負担の検討 .....	121
5.3.6 実施計画の取りまとめ .....	123
<b>5.4 調達</b>	124
5.4.1 予算化 .....	124
5.4.2 調達方式の決定 .....	126
5.4.3 調達の実施 .....	138
<b>5.5 構築</b>	139
5.5.1 開発協議 .....	139
5.5.2 データ移行 .....	139
5.5.3 稼働前の準備 .....	143
<b>5.6 運用・保守・導入後</b>	147
5.6.1 運用・保守 .....	147
5.6.2 導入後の定着に向けた取り組み .....	148
5.6.3 統合型校務支援システム導入後の効果測定 .....	149
<b>さいごに</b>	153
<b>用語の定義</b>	154

※本文中に\*のある語句については、P.154「用語の定義」に用語説明があります。

## 別紙 「校務におけるICT活用促進事業」の調査研究結果に関する資料

- 別紙1 業務一覧
- 別紙2 機能一覧
- 別紙3 帳票一覧
- 別紙4 帳票項目一覧
- 別紙5 統合型校務支援システム調達業務 調達仕様書(ひな形)
- 別紙6 非機能要求グレード統合型校務支援システム用シート
- 別紙7 運用保守要件一覧

第 I 部 統合型校務支援システムの  
導入・利用に関する手引き

第 1 章

統合型校務支援システムの  
導入

# 第1章 統合型校務支援システムの導入

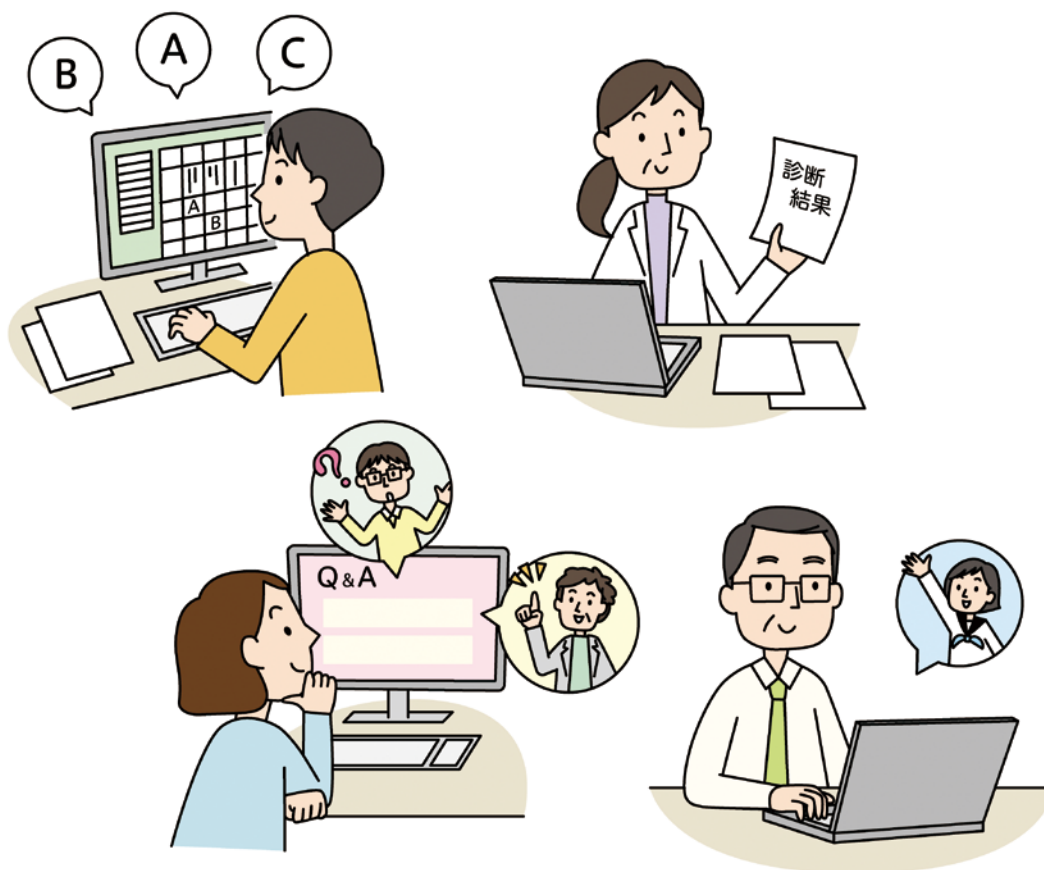
## 1.1 統合型校務支援システムとは

### 「統合型校務支援システム」とは？

教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステム

統合型校務支援システムとは、「教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)・保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェア\*の活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムです。

統合型校務支援システムを導入するメリットは、情報システムの利用により校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができる点にあります。統合型校務支援システムは、広く学校運営を支える情報基盤であるといえます。



## 1.2 統合型校務支援システムの導入に向けた課題

自治体(都道府県・市区町村)における平成29年8月時点での統合型校務支援システムの導入状況は、導入済みの自治体が全体の約3割にとどまり、約7割の自治体が導入まで至っていない状況です。各自治体が統合型校務支援システムを導入していない理由にはどのようなものがあるのでしょうか。

文部科学省の調査によると、統合型校務支援システムを導入していない理由として「導入したいが予算を確保できない」が46.2%を占めています。また、市区町村では、「導入の必要性を感じない」が16.6%、「導入したいが調達できるだけの事務体制がない」が15.3%を占めており、統合型校務支援システムに対する理解の不足や統合型校務支援システムの導入を推進する体制(=人材)の不足が課題となっていることが分かります。

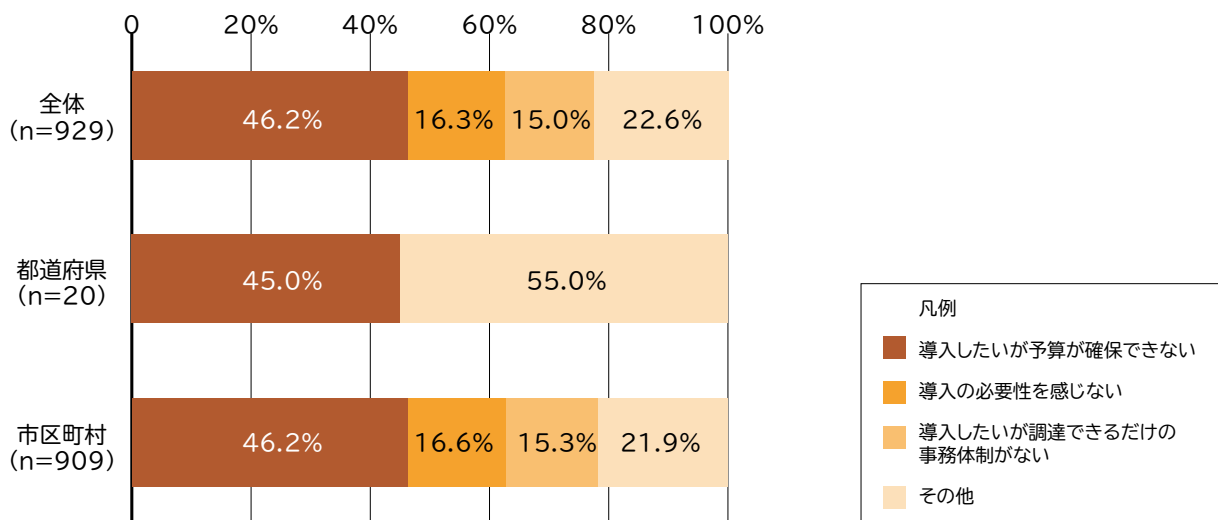


図1-1 統合型校務支援システムを導入していない理由(文部科学省調べ 平成29年8月時点)

### 1.2.1 予算(導入費用)の確保

「導入したいが予算を確保できない」という課題の背景には、統合型校務支援システムの機能や帳票のカスタマイズ\*(パッケージシステム\*に対し、独自の変更を加えること)による、導入費用の高騰が考えられます。限られた予算の中で統合型校務支援システムを導入するためには、統合型校務支援システムの導入コストを抑制するため、機能や帳票のカスタマイズを極力減らすことが有効な方法です。

本手引きの第2章では、「統合型校務支援システムの基本モデル」<sup>1</sup>を示すことで、これから統合型校務支援システムを調達する自治体が、システムの導入や運用等に係る費用を抑制しながら、統合型校務支援システムを効率的に整備するためのノウハウを説明します。

なお、第2章の内容は、既に統合型校務支援システムを導入しているが上手く活用できていない

<sup>1</sup> 統合型校務支援システムを利用した際に推奨される業務の実施方法やこれを実現するために必要となる機能・帳票を整理したものの。詳細については第2章を参照。

と感じている自治体・教育委員会や学校の関係者、今後、統合型校務支援システムの更改を控えている自治体・教育委員会や学校の関係者にとっても役立つ内容となっています。

また、本課題への対応としては、「平成30年度文教関係地方財政措置\*予定(主要事項)及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」(文部科学省事務連絡、平成30年2月15日)の中で、『「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(2018~2022年度)に基づく教育用コンピュータ等の整備』として、校務の情報化に対する地方財政措置が予定されているところであり、これを活用いただくことが必要です。

その際、効率的な統合型校務支援システムの導入に向けては、都道府県が中心となり、都道府県域の市区町村と連携した統合型校務支援システムの共同調達・共同利用\*を推進することが有効な手段です。本手引きの第4~5章では、都道府県が中心となって統合型校務支援システムの共同調達・共同利用を進める際のプロセスや円滑な推進のためのポイント・ノウハウ等を説明します。

---

## 1.2.2 統合型校務支援システムの必要性の理解

---

「導入の必要性を感じない」という課題に対しては、統合型校務支援システムを既に導入している教育委員会・学校の生の声を参考に、統合型校務支援システムの導入効果を関係者に正しく理解してもらうことが必要です。

本手引きでは、統合型校務支援システムを有効活用し、学校現場における業務負担の軽減や教育の質の向上につなげている教育委員会や学校の具体的な事例を紹介していきます。

統合型校務支援システムを一度導入すると、「導入前の業務には戻れない」、「導入していない学校に異動したくない」という学校現場の先生の意見も多く聞かれるところです。本手引きをきっかけに、統合型校務支援システムの有効性について、各教育委員会や学校の関係者に理解いただき、統合型校務支援システムの導入の検討に向けた足がかりとなることを期待しています。

---

## 1.2.3 事務体制の整備

---

「導入したいが調達できるだけの事務体制がない」という課題に対しては、システム調達に長けた人材やノウハウを補うことが必要です。しかし、特に小規模の市区町村にとって、システム調達に長けた人材やノウハウを獲得することは容易ではありません。事務体制を整備するための有効な手段の一つとして、本手引きの第4~5章で示す、統合型校務支援システムの共同調達・共同利用の推進があります。

また、第2章で示す「統合型校務支援システムの基本モデル」を活用することで、少ない事務体制でも効率的に統合型校務支援システムの要求仕様\*を決定することが可能となります。

本手引きを活用しながら、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局、市区町村教育委員会の各担当者が連携を取ることで、統合型校務支援システムの導入が進むことを期待しています。

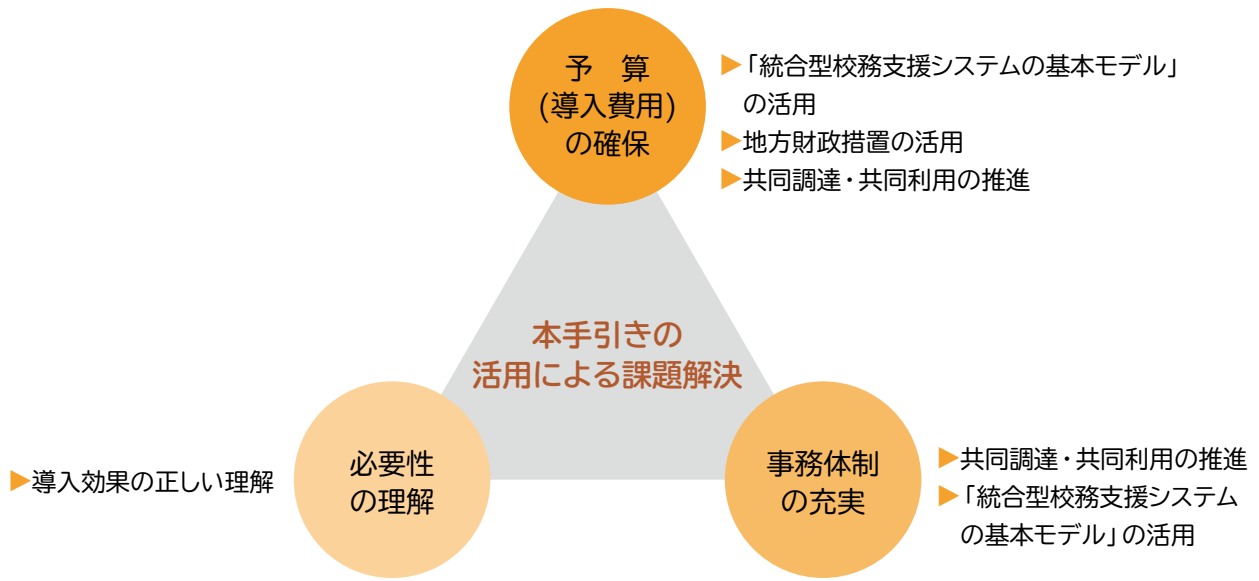


図1-2 統合型校務支援システムの導入に向けた課題への対応

1.1 統合型校務支援システムとは

1.2 統合型校務支援システムの導入に向けた課題

1.3 統合型校務支援システムの導入効果

## 1.3 統合型校務支援システムの導入効果

統合型校務支援システムの導入効果には、どのようなものがあるのでしょうか。

統合型校務支援システムの導入効果には、①定量的効果(業務時間の削減等、数値化できる効果)と②定性的効果(教育の質の向上等、数値化できない効果)があります。

### 1.3.1 定量的効果

統合型校務支援システムを導入している一部の自治体では、統合型校務支援システム導入後の業務削減時間を測定し、その結果を公表しています(表1-1「定量的効果の一覧」参照)。これらの数値は、各自治体が統合型校務支援システムの導入後に、教職員へのアンケートやヒアリング、システムへのアクセス数等のデータに基づき算出した数値です<sup>2</sup>。

統合型校務支援システム導入後の費用対効果を検証したり、導入の意思決定を行う部局や予算当局等へ説明したりする際には、定量的効果を示すことが非常に重要となります。

統合型校務支援システム導入後の効果測定の必要性や、測定時の留意点については、本手引きの「5.6.3 統合型校務支援システム導入後の効果測定」で詳述します。

表1-1 定量的効果の一覧

自治体名	削減効果	効果測定の前 (効果測定の対象範囲に含まれる業務・機能)							※1	
		名簿・出席簿	日々の成績	学期末の成績	通知表	指導要録	保健管理	グループウェア		その他
北海道 札幌市	● 教員1人あたり/年: <b>103時間</b>	●	●	●	●	●	●	●	●	※1
茨城県 つくば市	● 教育1人あたり/年: <b>89.2時間</b> (モデル校1校と未導入校との比較により算出)	●		●	●	●	●			
静岡県 藤枝市/ 島田市/ 焼津市	● 教員1人あたり/学期: ・平成27年度下半期(要録・調査書作成を含む): <b>20.53時間</b> ・平成28年度上半期(要録・調査書作成を含まない): <b>2.46時間</b>	● ※2	●	●	● ※3	● ※3			● ※4	
滋賀県 草津市	● 教員1人あたり/学期: ・小学校: <b>41.7時間</b> ・中学校: <b>38.8時間</b> (※) (※)中学校では、平成30年度から調査書でもシステムを利用予定のため、これを開始すると+4~10時間の業務改善効果が出ると想定。	●	●	●	●	●	● ※5			※1
大阪府 大阪市	● 教頭1人あたり/年: <b>229.8時間</b> (1日平均57分) ● 教員1人あたり/年: <b>224.1時間</b> (1日平均56分)	● ※6	●	●	●	●	●	●	● ※7	
愛媛県 西条市	● 教員1人あたり/年: ・平成25年度(モデル校平均): <b>80時間</b> ・平成26年度(モデル校平均): <b>96.2時間</b> ・平成28年度(全校平均): <b>114.2時間</b>	●	●	●	●	●	●	●		※1

※1 草津市、西条市、札幌市の対象業務の分類は、聞き取り調査結果に基づく想定

※2 名簿作成は上半期の効果にのみ含まれる

※3 下半期の効果にのみ含まれる

※4 気づきの入力・情報共有、調査書作成(下半期のみ)

※5 保健管理機能の一部のみ利用

※6 名簿作成は含まない

※7 日誌/週案

2 調査方法、調査前のICT機器整備状況、教職員のICT活用能力等によって削減時間数に差異が生じることがある。



## COLUMN 校務支援システムによる業務削減効果を発揮するために

統合型校務支援システムには多くの機能が含まれており、教員がそれぞれの機能についての理解や操作を習得するまでには一定の時間と、教員を支援するサポート体制が必要です。そのため、校務支援システムによる業務削減効果を十分に得られるようになるには一定の期間を要することを事前に認識した上で、運用計画を立案することが重要です。

例えば、導入当初は導入の趣旨や運用上のルールについて丁寧な説明を行い、教員の共通理解を図ったり、複雑な操作を要しない名簿管理や出席簿の作成等から運用を始め、教員がシステムや操作に慣れる機会を設けたりすることが考えられます。これらの期間・手順を経ることが、その後の大きな変化と複雑な操作を伴う成績処理・通知表作成に係る教員の不安や心配の軽減に寄与することとなります。また、現場の要望や実態に応じて研修を実施したり、学校からの問合せに丁寧に対応したりする支援体制づくりも、導入1年目には重要です。

これらのことを踏まえると、導入前に設定した業務削減時間の目標値を1年で達成することは現実的ではありません。成果を求めるあまり無理な運用計画を立てるよりも、システムを利用する教員のICT活用能力等に即して、2～3年後を見据えた目標値を設定することが望ましいといえるでしょう。

### 1.3.2 定性的効果

統合型校務支援システムの導入による定性的効果としては、「**1** 児童生徒に関連する効果」、「**2** 教職員に関連する効果」、「**3** 外部(保護者等)に関連する効果」の3点が挙げられます。

本手引きの「1.3.1 定量的効果」に示すとおり、事務処理に要する時間が短縮されることによって、最終的には、子どもと向き合う時間の確保・教育の質の向上につながっています。

#### 1 児童生徒に関連する効果

児童生徒に関連する効果は、大きく「学習指導の質の向上」と「生活指導の質の向上」に分けられます。児童生徒の情報を統合型校務支援システムに入力し、電子化することにより、これらの情報を必要に応じて、関係する教職員の誰もが<sup>3</sup>いつでも参照・共有できるようになります。これにより、担任の教員だけでなく、関係するすべての教職員が児童生徒の特徴などを理解することを促し、学校全体でよりきめ細やかな学習指導や生活指導を行えるようになります。

##### ①学習指導の質の向上

児童生徒の成績データを出力して分析することにより、児童生徒に対するきめ細かいフォローが可能になることに加え、業務時間の削減によって教材研究等の時間が確保できるようになり、授業力の向上に対して時間を費やすことができるようになります。

##### ②生活指導の質の向上

出欠等の児童生徒の情報をきめ細やかに把握でき、教員間でも情報連携できるため、生徒の変化に

3 統合型校務支援システムで適切に権限設定を行うことによって、児童生徒の情報のうち、管理職、教務主任、担任等の役職に応じて閲覧できる情報の範囲を決めることができる。



対して、より早急に対応できるようになります。

表 1-2 児童生徒に関連する効果の具体例 (学校へのアンケート調査結果から)

項目		改善効果
(1) 児童生徒に関連する効果	①学習指導の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知表や指導要録のデータを蓄積することで、教師側の児童生徒を見る目が的確になり、指導に生かすようになった</li> <li>● 担任が学力をすぐに把握できるので、成績変化に応じた細やかな指導が可能になった</li> <li>● 各教科の評価について、観点の傾斜配分や A・B・C のしきい値の設定など教科ごとの教員のコミュニケーションが頻繁、かつ十分になされるようになった</li> <li>● グループウェアを活用して、他校の学習指導案を共有したり、掲示板機能で必要な情報をやり取りできるので、教育の質の向上につながっていると感じる</li> <li>● 教材研究等の時間が確保できるようになり、授業力向上に対して時間を費やすことができるようになった</li> </ul>
	②生活指導の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日々の記録を担任以外の職員も入力できるため、多面的な児童生徒理解につながった</li> <li>● 出欠管理機能で、生徒の状況が日々共有できるので、休みがちな生徒に対して早期の対応が可能になった</li> <li>● 電子メール等による外部との連携が取りやすくなったため、情報共有がスムーズにできるようになり、児童生徒への早い対応につながったり、対応の質の向上につながったりしている</li> </ul>

## 2 教職員に関連する効果

教職員に関連する効果は、大きく「コミュニケーションの向上」、「業務の質の向上(品質・スピード・平準化)」、「教員の異動への対応」、「セキュリティの向上」に分類できます。統合型校務支援システムの導入により、教職員の日常的な事務業務全般が効率化され、業務の負担軽減や作業品質の向上につながります。

### ①コミュニケーションの向上

掲示板やメール機能など、グループウェア機能の活用により、教員間のコミュニケーションがスムーズになります。コミュニケーションの向上は、学校内だけに留まるものではなく、近隣の学校や教育委員会との文書の收受や情報交換の効率化にもつながります。

### ②業務の質の向上(品質・スピード・平準化)

これまで紙に手書きしていた業務が電子化することにより、転記ミスが減少し、業務の正確性が向上することに加え、特定の教職員に偏っていた業務を適切に分担することで、作業量を平準化することができます。

### ③教員の異動への対応

同じシステムを利用している学校へ異動した場合は学校間での事務手順に大きな違いがないため、異動後の学校で仕事の引き継ぎ・理解がスムーズになります。また、引き継ぎそのものに要する時間の短縮につながります。

#### ④セキュリティの向上

統合型校務支援システムの導入を契機に、各自治体で統一化したデータベースにてデータ管理をすることで、USB等による利用データの外部持ち出しを禁止したり、強固なセキュリティ対策が施されたサーバ\*でデータを管理したりできるようになるため、情報漏えいリスクの低減につながります。

表1-3 教職員に関連する効果の具体例(学校へのアンケート調査結果から)

項目		改善効果
(2) 教職員に関連する効果	①コミュニケーションの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掲示板などのシステム活用により教職員間のコミュニケーションがスムーズになり、同僚性が高まった</li> <li>● アンケート機能により、軽微な事柄の可否について、教員の意向確認の負担が軽減された</li> <li>● 同一地方自治体内の教員や教育委員会事務局間で、メールや電子回覧板を使用することにより、情報の共有や文書の收受がしやすくなった</li> </ul>
	②業務の質の向上(品質・スピード・平準化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一方法で作業を進めることで、作業の確実性が高まった</li> <li>● 成績の転記作業や出欠席時数のカウントが不必要になったため、転記ミスや作業時間が減少した</li> <li>● 朝の全体打合せの時間が短縮され、教員個々の教材準備の時間を確保することができるようになった</li> <li>● 市内での児童の転出入について、生年月日や保護者情報などの基本情報をそのまま利用できるため、入力が必要がなくペーパーレスで処理ができる</li> <li>● 今までは情報担当(視聴覚担当)の先生に業務が集中する傾向があったが、システム導入によって仕事が平準化された</li> </ul>
	③教員の異動への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校を異動しても同じ統合型校務支援システムを利用できるため、異動後の仕事の理解がスムーズになった</li> <li>● 成績処理等様々な事務的な仕事では、同じシステムを利用している場合は学校間での大きな違いがなく、仕事の理解がスムーズになった</li> </ul>
	④セキュリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● システム化によってセキュリティ機能が高まり、情報漏えいの防止に役立っている</li> </ul>

### 3 外部(保護者等)に関連する効果

外部に関連する効果は、大きく「通知表等への記載内容の充実」と「外部対応の充実」に分類できます。統合型校務支援システムの導入効果は、児童生徒及び教職員だけではなく、保護者や近隣住民等の外部への情報発信の充実にもつながります。

#### ①通知表等への記載内容の充実

児童生徒の日常の様子を書き留め、引き継ぐことが容易になるため、通知表等で保護者に向けて記載する所見の情報が充実し、保護者にも喜んでいただけます。

#### ②外部対応の充実

メールや連絡網を利用した情報発信により、保護者等からの問合せが減り、教員の負担軽減につながります。また、保護者とのコミュニケーションや対応の情報を記録することにより、教員間で情報を共有しやすくなり、対応の充実につながります。

表 1-4 外部（保護者等）に関連する効果の具体例（学校へのアンケート調査結果から）

項目	改善効果
(3) 外部（保護者等）に関連する効果	①通知表等への記載内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全教職員で生徒に対する「気づき」の情報を共有できるようになったため、普段見えない子どもたちの様子を担任が把握でき、通知表や指導要録に記載する所見の内容が充実した</li> <li>● 児童の学習や生活上の様子を記録として残すことができるようになり、個の成長や伸びを確認でき、通知表や指導要録に記載する所見の内容が充実した</li> </ul>
	②外部対応の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>● システム導入前は台風時の休講情報等を正門に掲載していたため保護者からの問合せが多く寄せられていたが、システム導入後は、保護者メールと連絡網を利用した保護者への情報発信により、問合せが減り、教頭の負担が軽減された</li> <li>● 保護者とのコミュニケーションや対応についての情報を記録することで、担任、管理職、生徒指導担当等で保護者対応に関する情報を共有しやすくなった</li> <li>● 来校者とその対応者がすぐに確認できるため、窓口での対応が迅速になり、保護者対応の質が向上した。また、保護者対応を行う会議室等を事前にシステムで予約できるため、場所の重なりが少なくなり、面会場所がなく困ることがなくなった</li> </ul>



COLUMN



大阪市における統合型校務支援システム導入の背景

統合型校務支援システム導入により校務の効率化と情報共有による時間の捻出、学校運営の改善、及び ICT リテラシーの向上が期待できます。電子黒板やデジタル教材などの活用による教育 ICT 化への発展が、情報化のステップとして合理的な方法と考えられます。学校教育における学習系の ICT 化を推進するためには、新たな学びを支える教員の役割が重要です。教員には、ICT を使いこなす知識や技能はもとより、子どもたちの様々な発言や発表を受けとめて授業をコーディネートするファシリテーター的な役割が求められるため、相当な研鑽が必要となります。

平成 23 年度に大阪市において実施した学校実態調査では、校務に関して手書き処理であるにもかかわらず、膨大な調査事務や、それに伴う情報管理が要求されることが明らかになりました。成績処理や出欠管理など手書きであるが故に転記ミスのチェック・書き直し・検算などの余計な負荷がかかります。限られた日程から時間内に処理しきれずに成績処理等の業務を自宅へ持ち帰らざるを得ない場合があり、結果的に情報漏えい等のリスク管理も生じます。情報漏えいはコンプライアンス上の問題があり、校務処理の環境に関わらず、その責任は生じることとなります。

教員は、新しい授業スタイルや学力向上を求められますが、十分な研究時間を確保できていないことが実態です。部活動に加えて、いじめや不登校問題、保護者や地域との対応など対処すべき課題が増えており、これらに対応するため会議や研修会なども増加傾向にあり、いわゆる教員の本来業務に時間を割けない実態がありました。

こうした現状において教育現場の教頭・教員の校務負担軽減の取組みとして校務の ICT 化を推進する必要があったため、大阪市は平成 25 年から 456 校 16,600 人の教職員を対象に校務支援 ICT 活用事業を導入しました。